

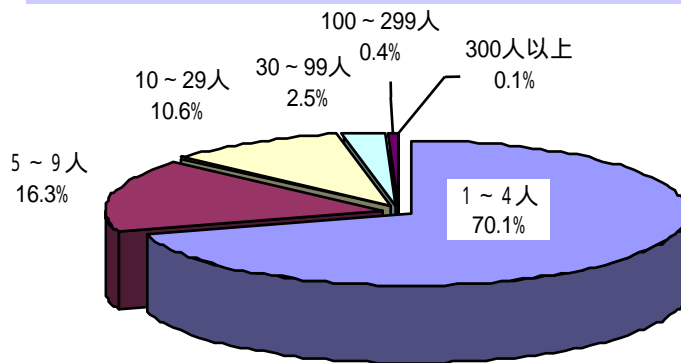
目的・概要

沖縄の企業はほとんどが中小企業で、小規模零細企業が多く、本土や海外との競争が激しくなるなど、厳しい経営環境にあります。

そこで、沖縄経済の振興に資すると認められる特定業種の中小企業に活力が出てくるように、新たな取組に挑戦する企業を支援する仕組みが用意されました。

また、原材料の供給事情などの経営環境の変化を受けて厳しい状況にある業種の経営基盤の強化を支援する仕組みが用意されています。

従業員規模別にみた沖縄の企業構成(1999年)



(資料)平成11年 事業所・企業統計調査報告

支援策の概要

中小企業経営革新支援法の特例

新商品・サービスの開発や提供、新しい生産・販売・サービス方式の導入などにより、経営の向上を目指す中小企業を支援する法律として「**中小企業経営革新支援法**」があります。沖縄振興特別措置法では、これに**特例を設けて**、沖縄の特定業種の中小企業が課税の特例措置などを活用できるように定めています。

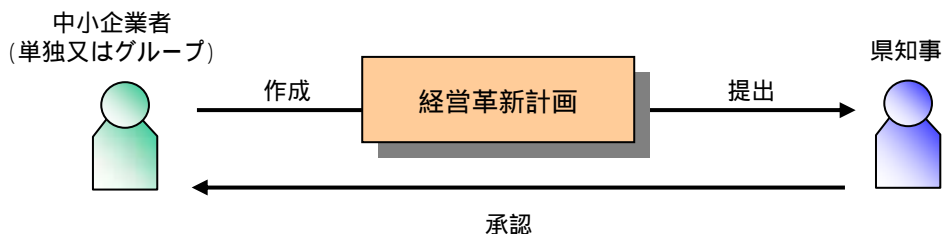
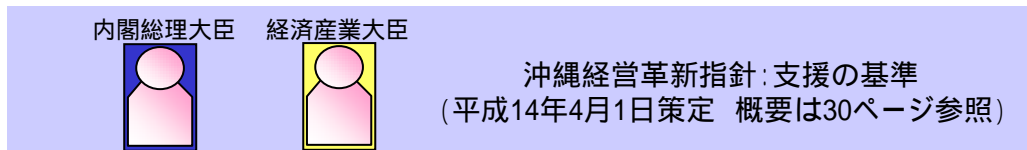
経営基盤強化の支援

市場環境の急激な変化によって生産額や取引額が相当程度減少している(しそうな)業種で、沖縄経済の振興のため特に必要な業種に属する、経営の建て直しを図る中小企業を対象として、資金や税制面での支援策が講じられています。

支援を受ける手順

中小企業経営革新支援法の特例

支援の対象となる業種は政令で指定されています（31ページ参照）。

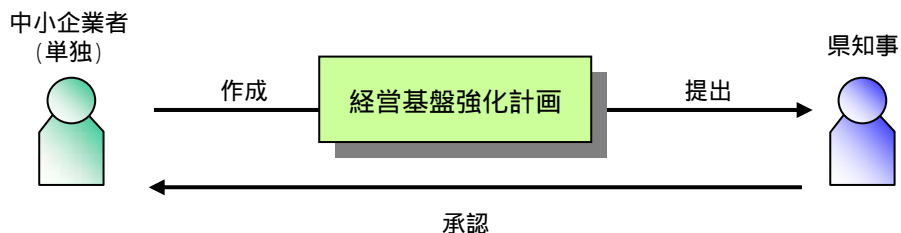


経営革新計画

- ・ 経営の向上を図るために、個々の中小企業が取り組む 新しいビジネスプランなど
- ・ 具体的な数値指標(付加価値の伸び率)を示す必要があります

経営基盤強化の支援

支援の対象となる業種は政令で指定されています（31ページ参照）。



経営基盤強化計画

- ・ 競争条件の大きな変化などにより、業況が悪化している中小企業による経営基盤強化のためのビジネスプランなど

支援策の概要

中小企業経営革新支援法の特例

全国の中小企業を対象に策定されている中小企業経営革新支援法を沖縄の中小企業向けにするにあたって、沖縄の現状を考慮して、以下の特例措置が設けられています。

		沖縄特例	全国版経営革新法
要件		生産額・取引額が減少していても、税制の適用があります	生産額又は取引額が相当程度減少していることが、税制の適用の要件となっています
対象設備		経営革新計画に定められた以下の設備 建物・付属設備 機械・装置 器具・備品	承認経営革新計画に定められた以下の設備 機械・装置
仕組み	投資税額控除	建物等： 取得価額 × 8% 機械等： 取得価額(リース費用総額 × 60%) × 15% 繰越4年間	機械等： 取得価額(リース費用総額 × 60%) × 7% 繰越1年間
	特別償却	建物等：20% 機械等：34%	機械等：30%

その他の支援措置として、以下の支援策が用意されています。

- ・ 欠損金の繰越し還付
- ・ 特別土地保有税の非課税
- ・ 中小企業信用保険法の特例
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・ 沖縄振興開発金融公庫の特別の貸付制度
- ・ 補助金

経営基盤強化の支援

経営基盤強化計画の承認を受けた中小企業者に対しては、以下の支援策が用意されています。

- ・ 機械等の割増償却 27%
- ・ 特別土地保有税、事業所税の非課税
- ・ 沖縄振興開発金融公庫の特別の貸付制度

中小企業の経営革新に関する指針の概要

経営革新の支援基準として、以下の指針が策定されています。

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関すること

沖縄経済の自立的発展を図るためには、経済活動の大部分を占める中小企業の自主的な努力による活力ある成長、新産業・雇用の創出が重要です。このため、中小企業経営革新支援法の特例を設けて、新たな取組に挑戦する沖縄の中小企業に対して支援措置を講じます。

支援効果を最大限に発揮するため、支援の対象を特定の業種に限定して、重点的に支援措置を行うことが定められています。国は、現実的かつ焦点を絞った実効性の高い経営革新を自らのイニシアティブで真摯に取り組む中小企業に対して政策資源を重点配分します。

経営革新の内容に関すること

支援の対象となる経営革新は、新たな取組によってその企業の事業活動の向上に大きく貢献するもので、大きく「新商品の開発又は生産」「新役務の開発又は提供」「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」「役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動」の4種類に分類できます。

「新たな取組」は、個々の中小企業者にとって新たなものであれば、既に他社が採用している技術・方式を活用する場合についても原則として支援します。ただし、沖縄の同業の中小企業の間で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

経営革新の実施方法に関すること

支援する経営革新は、定量的な経営目標を定め、中小企業者が自主的にそれに向かって邁進していく取組です。その際、各企業の利益や、売上高、生産量ではなく、企業活動の全体像を把握し、企業が生み出した価値を総合的に判断するため、売上から調達した原材料費等を除いた概念である付加価値額を支援の判断指標とします。

また、支援を受けるためには、経営の「相当程度の向上」を図る必要があります。そこで、経営革新計画の目標としては、5年計画の場合、5年後までの目標伸び率が15%以上である必要があります。ただし、計画期間は3年間ないし5年間とし、3年間の場合は9%以上、4年間の場合は12%以上とします。

対象となる企業

対象業種は、政令で指定します。現在、以下の業種が指定されています。

経営革新の支援対象の「特定業種」:55業種

沖縄の中小企業向けの支援対象として指定されている企業は、沖縄の特性を活用して発展することが期待される業種や沖縄の経済に占めるウェイトの大きい業種、成長が見込まれるため戦略的に育成する必要のある業種などです。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 鋼構造物工事業 | 26 ガラス・同製品製造業 |
| 2 建具工事業 | 27 セメント・同製品製造業 |
| 3 食料品製造業 | 28 建設用粘土製品製造業 |
| 4 清涼飲料製造業 | 29 陶磁器・同関連製品製造業 |
| 5 酒類製造業 | 30 骨材・石工品等製造業 |
| 6 飼料・有機質肥料製造業 | 31 建設用・建築用金属製品製造業 |
| 7 織物業 | 32 電子部品・デバイス製造業 |
| 8 染色整理業 | 33 船舶製造・修理業 |
| 9 織物製外衣・シャツ製造業 | 34 船用機関製造業 |
| 10 ニット製外衣・シャツ製造業 | 35 漆器製造業 |
| 11 木材・木製品製造業(造作材・合板・建築用組立材料製造業及び木製容器製造業を除く。) | 36 一般乗用旅客自動車運送業 |
| 12 家具製造業 | 37 一般貸切旅客自動車運送業 |
| 13 紙製造業 | 38 道路貨物運送業 |
| 14 紙製品製造業 | 39 沿海海運業 |
| 15 紙製容器製造業 | 40 倉庫業 |
| 16 出版業 | 41 旅行業 |
| 17 印刷業(謄写印刷業を除く。) | 42 こん包業 |
| 18 製版業 | 43 国内電気通信業 |
| 19 製本業 | 44 国際電気通信業 |
| 20 印刷物加工業 | 45 卸売業 |
| 21 印刷関連サービス業 | 46 旅館業(下宿営業を除く。) |
| 22 塩製造業 | 47 自動車賃貸業 |
| 23 化粧品・歯磨等化粧品用調整品製造業 | 48 映画・ビデオ制作業 |
| 24 農薬製造業 | 49 映画・ビデオ配給業 |
| 25 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業・プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業及び発泡・強化プラスチック製品製造業並びにその他のプラスチック製品製造業のうち主務大臣が指定するもの | 50 映画・ビデオサービス業 |
| | 51 有線放送業 |
| | 52 ソフトウェア業 |
| | 53 情報処理・提供サービス業 |
| | 54 一般廃棄物処理業 |
| | 55 産業廃棄物処理業 |

経営基盤強化の支援対象の「指定業種」:1業種

- 1 砂糖製造業